常磐高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 基本方針

文武両面で生徒を鍛え、自ら学ぶ力、チャレンジする力、豊かな人間性と社会性を育てることを目標として運動部活動を運営する。また、活動を通して生徒が生涯にわたり計画的に心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための能力を養う。

さらに、強化部はアスリートとして全国で活躍できる人材や将来スポーツ活動の 優秀な指導者となれる人材の育成を目指す。

2 適切な運用のための体制整備

(1)指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長のリーダーシップのもと、外部指導者等の活用状況を踏まえながら、教師の長時間勤務の解消に向けて、業務改善及び勤務時間管理等を行うなど円滑に運動部活動が実施できるよう取り組む。
- イ 管理職による部活動視察を定期的(月に1回程度)に実施する。
- ウ 管理職は、教員の勤務時間を把握して過重負担と思われる部活顧問と面談を 実施する。

(2)活動計画等の作成及び公表

- ア 運動部顧問は、本活動方針に則り、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- イ 年間の活動計画及び毎月の活動計画については、生徒・保護者に公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1)適切な指導の実施

- ア 運動部活動の実施に当たっては『運動部活動での指導のガイドライン(平成 25年5月文部科学省)』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及 び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- イ 運動部顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容や方法を積極的に導入するなど安全で効率的な活動を推進する。

(2)運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1)休養日

ア学期中

週当たり2日以上の休養日を設ける。なお、平日は1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とするが、種目の特性等で上記の基準を適応しがたく、週末に活動した場合は、休養日を直近の平日と振り替える。

イ 長期休業中

学期中の休養日に準じる。ただし、部活動は教師の正規の勤務時間内に行うようにする。また、生徒に十分な休養を取らせると共に、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2)活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間の活動で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) その他

定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は生徒指導部長へ申請して校長の許可を得る。

5 参加する大会等の見直し

学校単位で参加する大会は高等学校体育連盟が主催・共催する大会を原則として、運動部顧問は練習試合等を精査し、負担軽減を図る。

2018 (平成30) 年12月制定